

議案第 22 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月24日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 被保険者均等割及び世帯別平等割に係る保険料を減額する基準を引き上げ、保険料の負担を軽減するためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。